

## 加西市集会所設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域住民の福祉の向上及びコミュニティ活動の活発化に寄与するため、区域を定めて自治活動を営む住民組織である自治会や小学校区を単位として活動するふるさと創造会議等の地域運営組織（以下「自治会等」という。）が集会所の新築、増築又は改修を行う場合に要する経費の一部を補助することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新築

新たに集会所を建築すること及び集会所用として建築物を取得すること並びに従来の集会所の全部を取りこわし新しく建築することをいう。

(2) 増築

既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。

(3) 改修

集会所の改造及び維持管理上必要と認められる修繕をいう。

(4) みんなにやさしい施設改修

高齢者、障害者が利用しやすいバリアフリー化のために、集会所、その敷地内の通路等の改善を行うことをいう。

(補助の対象)

**第3条** 補助金交付の対象となる施設は、自治会等が単独又は共同で設置する集会所で、会議及び集会に必要な施設を備え、かつ、当該集会所を設置した自治会等によって運営されるものとする。

2 補助を受けようとする自治会等一つにつき、集会所一つに限り交付するものとする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金交付の対象経費は、次の各号に掲げるものとし、工事費が1件当たり、新築、

増築及び改修にあつては300万円以上、みんなにやさしい施設改修にあつては50万円以上のものを対象とする。ただし、備品費、消耗品費又はその経費を自治会等が負担することが適当と認められるものについては、原則として補助しないものとする。

- (1) 本体工事費
  - (2) 給排水衛生工事費
  - (3) 電気工事費
  - (4) 冷暖房工事費
  - (5) 不動産取得費（ただし、土地のみの取得は除く。）
  - (6) みんなにやさしい施設改修費として次に掲げるもの
    - ア 集会所施設内及び敷地内の段差解消工事
    - イ 手すり取付け工事
    - ウ トイレの洋式化工事
    - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (補助金の額)

**第5条** 市長は、予算の範囲内において次の各号に定めるところにより補助金を交付する。

- (1) 新築及び増築

自治会においては、補助対象経費に3分の1を乗じて得た以内の額とし、地域運営組織においては、補助対象経費に3分の2を乗じて得た以内の額とする。ただし、当該額が500万円を超える場合にあつては500万円とする。

- (2) 改修

補助対象経費に3分の1を乗じて得た以内の額とする。ただし、当該額が200万円を超える場合にあつては200万円とする。

- (3) みんなにやさしい施設改修

補助対象経費に2分の1を乗じて得た以内の額とする。ただし、当該額が100万円を超える場合にあつては100万円とする。

2 前項の事業に際し、自治会等が特定の団体等から特別の寄附を受けた場合にあつては、前項の規定にかかわらずこれらに相当する金額を控除した額を補助対象経費として補助金を算定する。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(再補助等の制限)

**第6条** この要綱にもとづき補助金の交付を受けた自治会等が、再度補助金の交付を受ける場合は、次の各号に掲げる年数を経過していなければ再補助を受けることが出来ない。ただし、災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 新築の補助を受けた自治会等が、新築する場合 30年

(2) 新築の補助を受けた自治会等が、増築及び改修する場合 10年

(3) 増築及び改修の補助を受けた自治会等が、新築、増築及び改修する場合 10年

2 みんなにやさしい施設改修の補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする当該自治会等の代表者は、集会所設置事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 事業の見積書の写し

(3) 事業に係る設計書及び図面

(4) 自治会等の事業決定に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、補助金の交付について決定し、集会所設置事業補助金交付決定書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業完了後、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支精算書

(2) 事業の契約書及び請求書の写し

(3) 工事完了を証する書類及び写真

(4) 領収書等工事費を支払ったことを証する書類の写し

( 5 ) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第10条** 市長は、前条に規定する事業実績報告書を受理したときは、現地確認のうえ、補助事業者に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の一部または全部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 申請者は、補助金の交付の請求をするときは、集会所設置事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

( 1 ) 虚偽又は、不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

( 2 ) 補助金をその目的以外の目的に使用したとき。

( 3 ) 第9条の規定による実績報告の額を超えて、前条第1項の規定による概算払又は前金払の額が交付されているとき。

(適用除外)

**第12条** 国、県等から助成を受けて実施する事業については、この要綱の規定は適用しない。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、補助金交付に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。